

かんとう保全ニュース

令和三年夏号
2021年7月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 台風・豪雨時の国家機関の建築物における施設利用者等の安全確保について
2. 災害発生時の「官庁施設の被災情報伝達」について
3. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期限について

1. 台風・豪雨時の国家機関の建築物における施設利用者等の安全確保について



台風の季節に事前の備え、できていますか？

台風や豪雨等は、気象情報を確認し、事前の備えを行うことにより、被災の防止や軽減が可能となります。

台風等の通過後も事後点検を実施し、危険箇所の有無の確認及び必要に応じて危険箇所への立入禁止等の措置を講じることで、二次災害の防止に努めるなど、施設利用者等の安全確保にご配慮願います。

**重要
です！**

管理する施設付近の最新のハザードマップなど情報を収集をし、避難経路の準備も行いましょう。

1. 事前点検のポイント

- (1) 強風による破損、転倒等の防止
- (2) 庁舎からの飛散物による周辺への二次災害の防止
- (3) 室内への雨水などの浸入防止
- (4) 自家発電設備等の業務継続に必要な機器等の確認

2. 事前点検の部位別の確認事項と対応

<例示>

(1) 屋上（陸屋根）

- ① 排水の状態
- ② 飛散や落下のおそれがある器具、物品の固定状況、ゴミ等の有無
- ③ アンテナ、エアコン室外機、高架水槽等の機器類及び囲い部分の基礎の固定状況
- ④ 手すりの脚部の固定状況

(2) ルーフドレイン及びとい

- ① 排水の状態

屋上に冷却塔、受変電、ソーラーパネルなど設置の場合も固定確認！

(3) トップライト

- ① 傷、割れ、変形及び破損の有無

(4) 外壁

- ① 仕上げ材の剥落、浮き等の有無
- ② 外灯等突出部分の固定状況

(5) 屋外階段及びバルコニー

- ① 排水の状態
- ② 飛散のおそれ、通行の妨げになる物品の処置状況

(6) 外部建具

(扉、シャッター、窓等)

- ① 建具及びその周辺からの漏水の有無
- ② 開閉作動状況、施錠状況
- ③ ガラスの傷、破損等の有無
- ④ その他漏水や浸水が懸念される箇所の止水対策



(7) 屋外

- ① 工作物（屋外掲示板、庁名板、外灯、電柱等）の損傷・傾斜・腐朽・脱落等の有無
- ② 屋外設置の分電盤、制御盤、受水槽、高架水槽、オイルタンク等の扉・蓋等の施錠状況
- ③ マンホール及びハンドホールの蓋の密閉状況の確認・損傷の有無
- ④ 格子蓋やグレーチングの固定状況及び損傷・脱落・紛失等の有無
- ⑤ 雨水ます、側溝の排水状況
- ⑥ 高木等の倒木の可能性
- ⑦ 門、へい、標識等の取付状態
- ⑧ 飛散のおそれ、通行の妨げになる物品の処置状況

(8) 防水堤、止水板等

- ① 防水堤、止水板等の設置又は作動状況（目視確認）

排水ポンプの設置がある場合は動作確認!

(9) 自家発電設備、非常用照明

- ① 自家発電設備の油量（油量表示の確認）
- ② 非常用照明（定期点検実施状況の確認）

屋外に受変電、ソーラーパネル、室外機消火器BOXなど設置がある場合は固定確認!

**3. 事後点検**

危険箇所の有無を確認の上、必要に応じて危険箇所への立入禁止等の措置を講じること、二次災害の防止に努める等、施設利用者等の安全確保にご配慮願います。

また、施設が被災した場合は、**「官庁施設の被災情報伝達要領等」**に基づき国土交通省に報告下さい。**←次の2.の記事ご覧下さい。**

2. (1)～(9)の**事前点検チェックシート**は、関東地方整備局のHPに掲載されています。ぜひご利用ください。

関東地方整備局HP『台風・豪雨における事前の点検ポイント』

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000793080.pdf

2. 災害発生時の「官庁施設の被災情報伝達」について**● 国土交通省への報告**

災害時には、施設管理者と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要がある、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要です。

地震、台風など災害が発生した場合、「官庁施設の被災情報伝達要領等」に基づき、担当管轄の営繕事務所等まで速やかに被災情報を伝達して下さい。



1. 「官庁施設の被災情報伝達要領」とは

平成27年7月17日に開催された「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において、**各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するために「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を定めております。**

【官庁施設の被災情報などを適切に共有することが重要】



施設管理者

被災情報の共有

官庁営繕部等

【施設管理者による災害対応】

- ・施設点検
- ・施設の機能が確保されているかの確認（施設継続使用の可否、応急措置の要否等の判断）
- ・来訪者、職員の安全の確保
- ・二次災害の防止 など

情報伝達
支援要請



情報収集
技術支援



【官庁営繕部等の災害時の対応】

- ・施設管理者への技術支援（各施設の被災情報を踏まえ、優先度に応じて適切な技術支援を実施）

「官庁施設の被災情報伝達要領等」については、下記の国土交通省ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

2. 被災情報伝達の概要

伝達対象施設

国家機関の建築物

対象施設

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎
- ・国会関係施設
- ・特別会計施設(国交省※)
- ・裁判所
- ・会計検査院 等
- ・国会議事堂
- ・労働保険官署及び職業安定官署 等
- ・在外公館
- ・公務員宿舍
- ・国交省以外の特別会計施設(労働保険官署及び職業安定所官署を除く)
- ・刑務所
- ・防衛施設 等

※土木管理施設(ダム管理等)、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

被災情報伝達の様式

【報告様式】

- ・様式1→ **被災情報の取りまとめ**を行うための様式(様式2の集計欄の内容を転機)
- ・様式2→ **各施設の被害情報を伝達**するための様式
- ・様式3→ **各施設の被災部位の写真**を添付して**伝達**するための様式

伝達手段

【報告手段】

原則、パソコンからの電子メールで行う。電子メールが使用できない場合は、FAX等で行う。

どんなときに報告をしたら良いか

地震災害		その他の災害 (風水害等)
震度5強以上の地域に所在する全ての施設 ※	震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設 ※	被害があった施設
被害の有、無及び被害状況の報告	被害状況を報告	

注意

- ・震度5強以上の施設は**被害がなくても報告**
- ・震度5弱以下の施設は**被害があった場合のみ報告**
- ・地震以外の災害は**被害があった場合のみ報告**。
- ・報告は、被災後なるべく速やかにお願します。

※各施設の震度情報は、気象庁HPの地震情報を基に判定します。各施設に最も近接する震度観測点の震度となります。





● 官庁施設の被災情報伝達訓練について

関東地方整備局営繕部では、官庁施設の被災情報伝達の枠組みについて理解を深め、災害発生時に慌てることなく、被災情報の伝達を行うために「官庁施設の被災情報伝達訓練」を実施しております。

（令和3年度は、10月中旬に開催予定）



3. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期限について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用されている製品については、「廃棄物の処分及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」又、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に従い処分することとなっていますが、高濃度PCB廃棄物の対象の東京PCB廃棄処理施設・北海道PCB廃棄処理施設の処分期限が間近となっています。各施設等で保管されているPCB含有製品〔高濃度PCB廃棄物〕の早急な処分を実施するようにして下さい。

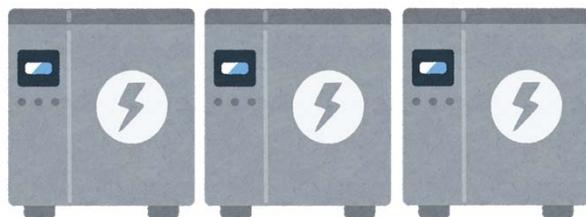
〔ポリ塩化ビフェニル（PCB）について〕

PCBは熱で分解しにくく電気の絶縁性も高いので、過去に電気設備の変圧器・コンデンサーや照明器具（安定器）などに使用されてきました。しかし、毒性がある物質とわかり1970年代に製造や使用が禁止され、既存の機器については管理・処分方法について法律で決められることになりました。

〔PCB廃棄物の処分期限について〕

PCB廃棄物は処分期限が定められており、期限を過ぎると罰則が発生します。高濃度PCB廃棄物の処分期限は次のとおりです。

（次ページへ）



高濃度PCB廃棄物〔変圧器・コンデンサー〕：令和4年3月31日まで
〔東京事業エリア※1〕
〔北海海（室蘭）事業エリア※2〕

高濃度PCB廃棄物〔照明器具（安定器）及び汚染物等〕
：令和5年3月31日まで
〔北海海（室蘭）・東京事業エリア※3〕

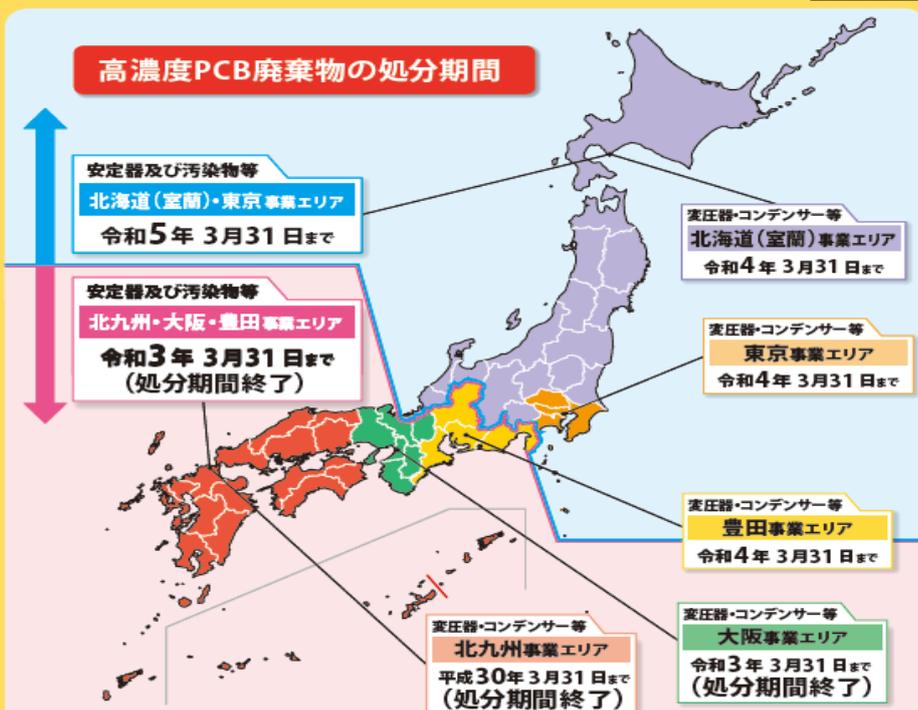
処分期限を過ぎると事実上、処分することができなくなります。

また、低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年3月31日までです。

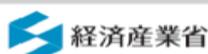
ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和3年4月版



低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで



※1 東京事業エリア

埼玉県、千葉県、
東京都、神奈川県

※2 北海海（室蘭） 事業エリア

北海道、青森県、
岩手県、宮城県、
秋田県、山形県、
福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、
新潟県、富山県、
石川県、福井県、
山梨県、長野県

※3 北海海（室蘭）・ 東京事業エリア

※1 + ※2

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分期限
〔令和3年4月版〕

（参考） 環境省 ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト ～期限内の安全処理に向けて～
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

4. お知らせ

○令和3年度官庁施設地区連絡会議開催時期について

今年度の官庁施設地区連絡会議ですが、昨年度同様に秋頃実施を予定しております。コロナウイルスまん延以前は、6から8月に行っていた会議のため、会議情報をいち早く皆様の元へお届けするため、会議開催前に資料配付を行う予定です。日頃の保全業務にお役立て下さい。

○保全実態調査の報告しめきりが近づいています

保全実態調査の締め切りは下記の通りです。

(第1グループ) : 5月24日(月) ~ 7月30日(金)

(第2グループ) : 6月7日(月) ~ 8月13日(金)

報告がお済みでない場合は、期限までに報告お願い致します。

また、報告された内容に誤りや未回答部分がある場合、営繕部保全指導・監督室、各営繕事務所より確認させて頂く場合がありますので、ご協力お願い致します。

※BIMMS-Nで、調査内容を入力する機会に、中長期保全計画についても、再確認をお願いします。
操作方法が分からない場合は、営繕事務所へお声がけ下さい。



編集事務局
国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

関東地方整備局HP
保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室 <https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/> (電話) 048-600-1357 (Fax) 048-600-1397

東京第一営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/> (電話) 03-3363-2694 (Fax) 03-3367-8796

東京第二営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/> (電話) 03-3531-6550 (Fax) 03-3531-6695

甲武営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/> (電話) 042-529-0011 (Fax) 042-529-0014

宇都宮営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/> (電話) 028-634-4271 (Fax) 028-632-6229

横浜営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/> (電話) 045-681-8104 (Fax) 045-651-2764

長野営繕事務所 <https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/> (電話) 026-235-3481 (Fax) 026-235-8713

※国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。

営繕部調整課 (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。